

重要事項説明書

1 (事業所の概要)

- 1) 事業所名 医療法人社団 松和会 介護老人保健施設 ききょう苑
- 2) 所在地 神奈川県 伊勢原市沼目 6-1237
- 3) 事業者指定番号 神奈川県 1454080016号
- 4) 連絡先 TEL 0463-92-8101
- 5) 併設サービス 介護老人保健施設ききょう苑、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

2 (サービス提供時間)

原則として 平日（月から金曜日）の午前8時半から午後5時
ただし、年末年始（12/29～1/3）を除きます

3 (サービス提供地域)

伊勢原市内全域、他市地域については要相談

4 (事業所の職員体制等)

職種	人員
管理者（常勤・兼務）	1 名
介護支援専門員	1 名（常勤専従 0名、常勤兼務 1名 非常勤 0名）
（主任介護支援専門員）	1 名（常勤専従 0名、常勤兼務 1名 非常勤 0名）

5 (担当介護支援専門員)

- 1) 「ききょう苑」は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2) 「ききょう苑」が、担当する介護支援専門員を選任または変更する場合には利用者の状況とその意向に配慮して行います。「ききょう苑」側の事情により担当する介護支援専門員を変更する場合にはあらかじめ利用者との協議をします。
- 3) 「ききょう苑」は、介護支援専門員に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに必要な対応を講じます。
- 4) 介護支援専門員は、常に身分証明証を携帯し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。

6 (居宅サービス計画の作成とその変更)

- 1) 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するよう「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

- 2) 介護支援専門員は、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることがないよう利用者の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。利用者は、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- 3) 介護支援専門員は、「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」に基づき、サービス利用票を作成し、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等を利用者又はその家族に説明します。
- 4) 利用者はいつでも居宅介護サービス計画の変更を申し出ることができます。その場合、介護支援専門員は、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりである。

7（施設入所への支援）

- 1) 「ききょう苑」は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、必要に応じて利用者に介護保険施設等を紹介するなど適切な措置を講じます。

8（利用者負担金の変更等）

- 1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- 2) 利用者負担金のうち関係法令に定められたものにつき、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改訂後の利用者負担金が適用されます。
- 3) 「ききょう苑」は、交通費の請求は致しません。

9（利用者の解約権等）

- 1) 利用者は、「ききょう苑」に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2) 利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合、利用者は直ちにこの契約を解約することができます。
- 3) 利用者は「ききょう苑」が定められたサービスを提供しなかった場合や、その他契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4) 利用者から解約の意思が表示された場合は、「ききょう苑」は、利用者の要望により他の業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

10（支援事業者の解除権）

- 1) 「ききょう苑」は、居宅介護支援サービスの目的が達成できない等やむを得ない事情がある場合、1ヶ月以上の予告期間をつけて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2) 利用者又はその家族などが、「ききょう苑」又はその従業員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合等信頼関係が回復困難な程度に損なわれた場合、「ききょう苑」は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- 3) 「ききょう苑」は、1項・2項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

11 (契約の終了)

- 1) 次の各項のいずれかに該当する場合、この契約は終了します。
- ①利用者が死亡したとき。
 - ②利用者が介護保険施設へ入所し、または医療施設へ入院した場合。
 - ③利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。
 - ④契約期間が満了し更新が拒絶された場合
 - ⑤本契約に基づき適法に解約・解除された場合

12 (緊急時の対応)

- 1) 「ききょう苑」は、利用者に対するサービスの提供にあたり、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医等に連絡します。

医療機関等	医療機関名	TEL
	主治医	
緊急連絡先	氏名	TEL

13 (損害賠償)

- 1) 「ききょう苑」は、利用者に対するサービスの提供にあたり、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、「ききょう苑」に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

14 (秘密保持・個人情報の利用)

- 1) 「ききょう苑」及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2) 「ききょう苑」は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3) 「ききょう苑」は、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。
- 4) 利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意します。
- 5) 利用者は、介護支援専門員が、必要な場合には、主治医・歯科医師の意見を求めることに同意します。
- 6) 利用者は、病院または診療所へ入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう協力します。

15 (苦情処理)

- 1) 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

ききょう苑・苦情対応 管理者 泉 友之 TEL0463-92-8101

【公的機関 市町村介護保険相談窓口】

伊勢原市介護高齢課 TEL0463-94-4722

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係 TEL045-329-3447

(苦情専用) TEL0570-022110

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

- 2) 「ききょう苑」は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3) 「ききょう苑」は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

16 (サービス内容等の記録作成・保存)

- 1) 「ききょう苑」は、介護保険法令の規定に従って、記録を作成し、利用終了日から5年間保存します。
- 2) 利用者は、「ききょう苑」に対し、いつでも第1項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。

ただし、謄写に際しては、「ききょう苑」は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

17 (契約外条項)

- 1) 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び医療法人社団 松和会 介護老人保健施設 ききょう苑 の協議により定めます。

説明日 令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、交付しました。

(事業者) 事業者名 医療法人社団 松和会 介護老人保健施設 ききょう苑

説明者 _____ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、受領しました。

(利用者) 氏名 _____ 印

代理又は立会人 _____ 印